

- 同時流行下、ピーク時には1日75万人規模の患者が生じた場合でも、限りある医療資源の中で重症化リスクの高い方に適切な医療を提供するため、10月17日、都道府県等に対し「外来医療体制整備計画」（以下、計画）の策定を求める事務連絡を発出。
- 各都道府県において、11月14日までの1か月間に、地域の医師会等と協議の上、①ピーク時の患者数、外来の受診見込者数等を推計するとともに、②診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）等の診療能力（1日当たり診療可能人数）を把握し、①と②の比較検討を踏まえた外来医療体制の強化、健康フォローアップセンター（以下、健康FUC）の体制の強化を計画。今般、これらの計画を基に、国において取りまとめ、公表するもの。

I. 診療・検査医療機関をはじめとする外来医療体制の整備

- ▶ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患有する方、妊婦）・小学生以下の子どもに適切な医療を提供するため、外来医療体制を一段と強化。

＜需要の推計＞各都道府県において、ピーク時の1日当たり患者数等を推計。

患者数 (新型コロナ、季節性インフル)	健康FUCへの 登録見込者数	発熱外来等 受診見込者数
81万人（45万人、37万人）	7万人注1・2)	75万人注1)

注1) 各都道府県独自の推計が含まれるため、健康FUCへの登録見込者数+発熱外来等受診見込者数と患者数は一致しない

注2) 都道府県が推計した、基礎疾患有する者及び妊婦を除く、中学生から64歳の新型コロナ患者の約23%

＜供給の強化＞上記の推計と、各都道府県が調査等により把握した管内の診療能力（1日当たり診療可能人数）を比較検討。従前から強化を続けてきた外来医療体制について、年末年始も見据え、土日祝日を含め、一段と強化。

	管内の診療能力	強化分	最大診療能力
全 体	76万人	+13万人注3)	90万人
発熱外来等の強化	76万人	+11万人注4)	87万人
自治体が関与・要請する電話・オンライン診療の強化	0.6万人	+1.8万人注5)	2.3万人
土 曜 日	45万人	+11万人	55万人
日曜祝日	12万人	+11万人	23万人

※端数処理の影響で内訳の計が一致しない場合がある

電話・オンライン診療体制整備の例

東京都：今後の感染状況に応じて、臨時オンライン発熱診療センターを開設予定。対象者を重症化リスクの低い方に限定し、診療から薬の受取まで対応。

大阪府：24時間対応可能なオンライン診療・往診センターの運用を既に開始。患者の希望に応じて、オンライン診療や往診をコーディネート。

II. 健康フォローアップセンターの体制の整備等

- ▶ 重症化リスクの低い方が安心して自宅療養をできるようにするために必要な環境を整備。

○今冬における1日当たりの最大登録人数

（計画策定前の対応能力→計画に基づく体制整備後の対応能力）

・登録内容の確認等に従事するスタッフ（医師、看護師、事務職等）の増強等により体制を強化。（31都道府県）

8万人/日



20万人/日

※平日、土日祝日で殆ど差はない

+11万人/日

※体調悪化時等の相談対応についても、相談対応スタッフ（医師、看護師等）や電話回線の増強等により、21の都道府県にて体制を強化。

＜外来医療体制の強化分の内容＞

注3) 多くの地域において、対面診療の更なる強化を図る一方、大都市部においては、併せてオンライン診療の強化を図るなど、地域の医療資源等の実情に応じて様々な対応を組み合わせ。

注4) 各都道府県において、診療時間の拡大（42地域）、箇所数の増加（33地域）、かかりつけ患者以外への対応（16地域）等を組み合わせ。このほか、地域の医療関係者の協力を得て、地域外来・検査センターを強化（16地域）。

診療・検査医療機関の箇所数は、計画に基づき更なる増加が図られ、今夏のピーク時（39,915：8月24日時点）と比べて、1,500程度の増加が見込まれる。なお、直近の箇所数は41,384（11月30日時点）である。

注5) 大都市部中心に14地域（8地域増加）において、外来のひつ迫時に備えて対面診療を補完する体制を強化。なお、自治体の関与・要請の有無に関わらず、今夏のピーク時の電話・オンライン診療の件数は8月の180万件（1日当たり6万件）。

年末年始も見据えた保健・医療提供体制の確保及び救急医療のひつ迫回避等のための取組について

1．保健・医療提供体制の確保

- ・救急医療も含め、冬場は例年医療提供体制に負荷がかかることや、季節性インフルエンザとの同時流行の可能性も踏まえ、これまで整備してきた保健・医療提供体制について、通常医療との両立を強化するとともに、年末年始においても、発熱等のある患者に適切に対応できるよう、また、発生届の対象外となる方が安心して自宅療養ができるよう、都道府県と連携し、地域の実情に応じた体制確保の取組を行い、万全を期する。

2．救急医療のひつ迫回避等のための取組

- ・都道府県と連携し、発熱患者等に対する相談体制（受診・相談センター、#7119、#8000）、救急車利用マニュアル及び子どもの救急等の関係Webサイトの周知等を通じ、受診控えが起こらないよう配慮しつつ、限りある医療資源を有効活用するための御協力等の周知に取り組む。
- ・休日夜間の救急医療のひつ迫回避のため、都道府県と連携し、市区町村が郡市区医師会等の協力を得て実施している休日夜間急患センター・在宅当番医制について、年末年始も見据え、受診に資する情報（名称、日時・診療科、電話番号やホームページなど）を集約し、都道府県の新型コロナ対策の関係ホームページ等に分かりやすく掲示し、周知に取り組む。

3．解熱鎮痛薬・コロナ治療薬の流通体制の確保

- ・年末年始に診療を行う医療機関等に対し、解熱鎮痛薬等について、入手が困難な場合には厚生労働省の相談窓口を活用し、予め必要量を確保するよう依頼。また、不測の事態に備え、年末年始も相談窓口における受付を実施するとともに卸売業者との緊急連絡の体制を確保。
- ・国で買い上げて配送しているコロナ治療薬について、年末年始も見据えて、登録医療機関・薬局の在庫の上限数を予め引き上げるなど対応。また、年末年始の間も薬剤の発注があれば原則2日以内にお届けする体制を確保。